

市議会だより

おおむら

臨時号 平成18年7月1日

編集・発行 大村市議会 ☎52-3828
大村市玖島1丁目25番地

議員定数28人を 3人削減へ

次の一般選挙から大村市議会議員の定数が25人となります。



請求代表者を迎えての議員定数等特別委員会

期日 平成18年5月24日

定数削減に至る経過

4月14日大村市市民連合会（藤川充会長）から議員定数を28人から22人に削減するよう求める直接請求が、1万1,700人分の有効署名を添え市長に提出されました。これを受け、5月2日、8日の両日開催された市議会臨時会に、大村市議会議員定数条例案が提案されました。

この条例案は、議員定数等特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となり、以後7回の委員会を開催し、議員22人で大村市の山積する行政課題に対応する議会運営ができるのか慎重に審査を行ってきました。

また、6月議会には現行議員定数の維持を求める請願（請願第1号）も提出され、同委員会で審査を行いました。

その結果、同委員会は、今後議会改革を行っていくが、財政健全化などの山積する行政課題に対応していくためには、執行機関に対する監視機能を強化していく必要があるとして、現行の4常任委員会を存続させ、議員定数を25人とし、現行の28人から3人を削減するとした修正案を賛成多数で可決し、本会議においても同委員会の修正案が賛成多数で可決され、請願第1号は不採択となりました。

委員会における修正の理由

本市の現行議員定数は、法定上限定数30人から議会自ら2人削減し28人としたものであるが、今回の直接請求による議員定数削減案は、その定数をさらに6人削減し、22人とすることを求めるものである。

このことは、これから議会改革を行ったとしても、地方分権の進展により事務量が增大する中、議会の市政に対する監視機能を低下させるだけでなく、市政に対する住民意思の反映も低下することは避けられない。

しかしながら、直接請求に署名された1万1,700名もの市民の強い意思も真摯に受け止め、現行の4常任委員会の必要性に鑑み、議員定数を25人とするものである。なお、修正は、法制執務的な観点から大村市議会議員定数条例の一部を改正する方法により行った。

請願第1号

現行議員定数の維持を求める請願「請願者」くらしと福祉・教育を守る

大村市実行委員会

委員長 寺坂 榮一郎
(不採択)

議員定数等特別委員会での意見

大村市の法定上限数は、30人であり、過去にも議員2人を削減して、財政面でも協力してきた。しかし、市民の声も尊重し、議会運営に支障がない程度の削減の必要はある。

現行の28人からいきなり22人にする逆にマイナス要因が出てくるおそれがあるので、今回は25人とし、以後議会の今後のあり方も考えていく必要がある。場合によっては、今後もっと減らすことも可能と考える。

議会は、委員会審査を中心に行っており、現在の審査内容等から判断して4委員会を3委員会にするのは、議会スケジュール等を考えると難しい。したがって、4委員会を維持するためには25人は必要である。

議会は地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではない。したがって、議員定数の問題は、単に行政の簡素と合理化と同じ観点から論じるものではない。また、削減によって市民の少数意見を排

除することにもなりかねない。よって、本来なら法定上限数の30人とするべきであるが、現行28人は維持すべきである。

議員定数等特別委員会での検討事項

一 議員定数を削減した場合のメリット・デメリット

(メリット)

経費削減になる。
議員が率先して、経費削減を行うことにより、市の行政改革の弾みになる。

(デメリット)

議会費の予算規模は、市の一般会計の1%にも満たず(表1)、議員定数を削減するよりも議会の監視機能を強化し、市の予算にムダがないか厳しくチェックする方が、真の財政健全化につながる。

さらには、議員を削減しても、審査期間を長くしたりするなど工夫すれば執行機関を十分監視できるが、地方分権の進展により事務量が増加し、また、財政健全化の問題をはじめ山積する行政課題に対処していくためには、大幅な議会会期の延長が予想される。しかし、経費削減・事務の効率化という面から考えればそれも難しく、このまま議員を削減すれば議会の審査が形骸化し、議会の監視機能が低下するおそれがある。

当市の人口は、近年着実に増加してきており、その意味では、議員定数をさらに削減することは、住民意思の市政への反映を低下させる。

二 大村市の財政健全化について

市は、平成15年11月、当時そのままの財政状況で推移すると平成18年度には、準用財政再建団体に

表1

一般会計と議会費の歳出決算額の推移

単位：百万円

	H13	H14	H15	H16
一般会計	32,683	33,992	37,445	31,715
議会費	321	313	290	279
比率(%)	0.98	0.92	0.77	0.88

転落することが、確実として、第1次財政健全化計画を策定した。市議会も、これにあわせ同年12月大村市財政健全化特別委員会を設置し、市の財政健全化に努めてきた。

この結果、緊急回避的な普通建設事業費などの投資的経費削減をはじめ様々な削減策が実施され、当面の準用財政再建団体転落の危機は回避することができたが、国の三位一体の改革の影響などにより、今後も厳しい財政運営が予想される。

このため、市は今年5月、第2次財政健全化計画を策定し、財政健全化に努めていくこととしている。

今後市議会も、財政健全化特別委員会、最少の経費で最大の効果を挙げるため、市への監視機能を強化していく必要がある。

三 これまでの議会費の経費節減
市議会は、平成12年議員定数の2人削減（年間約1,470万円）をはじめ、議長車運転手のパート職員化（同約610万円）、議員期末手当の削減（同約220万円）、政務調査費の10%削減（同約100万円）など議会費の経費節減に努めてきた。

県内各市の議員定数の状況

市名	人口	法定数	条例定数	削減率
長崎市	455,131人	46人	44人	4.30%
佐世保市	258,324人	38人	36人	5.30%
諫早市	144,040人	34人	34人	0.00%
大村市	88,033人	30人	25人	16.70%
島原市	50,081人	30人	23人	23.30%
平戸市	38,474人	26人	26人	0.00%
松浦市	26,993人	26人	20人	23.10%
五島市	44,764人	26人	26人	0.00%
壱岐市	31,417人	26人	26人	0.00%
対馬市	38,474人	26人	26人	0.00%
西海市	33,683人	26人	26人	0.00%
雲仙市	49,992人	30人	26人	13.30%
南島原市	54,034人	30人	30人	0.00%

（注）人口は平成17年国勢調査結果速報値である。
なお、合併した市においては、特例措置により次の一般選挙まで本来の条例定数よりも増員している市もある。

本会議
市議会議員定数
条例案採決における討論

民主主義のよいところは、どんな少数意見でも論議を尽くし、多数決によって決まることであり、その意味では議員数は多い方がよい。しかし、現在の財政状況などを勘案すると25人とすることは妥当な数字である。

ただし、今後さらに地方分権が進むなかで議会の役割は格段に高まっていくことが予想され、これ以上の削減は大村市民のためにはならない。

また、本来議員を削減することは市民の身を削ることであり、今回の直接請求でも請求代表者が、少数精鋭で頑張つてほしいとも述べられたので、次回の選挙はぜひ精鋭と思われる方が立候補して、精鋭と思われる方を応援していただきたい。

二点目として、今後の財政見通しがつのであるれば、議員削減分の経費を少子化対策などの基金として有効に活用していただきたい。

国の三位一体の改革により、地方はこれまでにない厳しい状況に



置かれ、さらに本市は赤字再建団体への転落を避けるため財政健全化計画が立てられるなど議会はこれまで以上に行政を厳しくチェックしていかなければならないと、一度に大幅な議員削減は市民にとつてもプラスにならない。
また、女性の立場からは、まずまず女性が立候補できなくなる懸念もある。人口の半分は女性であり、その声を市政に反映させるようにすれば、議会もより市民にわかりやすいものとなる。こうした意味からも6人もの削減には賛成できないが、市民の声も尊重し、議会の機能を低下させないことを基準に、25人の修正案に賛成する。25人の修正案は、住民意思の反

映にも配慮されており、また、代議制という議会制民主主義の観点から十分論議を尽くした上での修正であり賛成する。

今回の直接請求は、議会の活動が市民によく理解されていなく、たことも一因であり、反省すべき点である。議員定数は、22人でも物理的にはできると思うが、一気に削減して議会として広く市政全般にわたり総合的な判断ができるのか大変不安があり、今回の修正案は、市民団体から出された課題に対する第一弾の答えと判断し、修正案に賛成する。

議員定数は、市民の声をより多く届けることのできる十分な定数でなければならぬ。本来なら市民全員が参加できる直接民主制が望ましいが、不可能であり、議員定数がこれに代わるものでなければならぬ。

議会は、地域における政治の機関であり、行政体制の一部ではなく、議員定数の問題を単に行政の簡素・合理化と同じ観点から論ずる問題ではない。

また、市民の行政への要求は多様化しており、その声を的確に反映させることが必要でありその手段を縮小させるのは、市民の声を大事にするということから逆行する。以上のことから現行議員定数の維持を主張する。

今回の議員定数削減と市議会議員補欠選挙について

今回議員定数が25人となりましたが、これは9月執行予定の議員補欠選挙には適用されず、次の一般選挙から適用となります。

現行の公職選挙法では、補欠選挙で選出される議員の在任期間が6ヶ月を超えれば、補欠選挙を実施しなければなりません。

このため、市議会は、その期間を延ばすよう、議会最終日に意見を市政に反映させるべきであるとの反対意見もありましたが、採決の結果、賛成多数で可決し、国に対し次のとおり意見書を提出しました。

公職選挙法の一部改正を求める意見書

我が国の都市自治体の行財政運営は、地方分権の進展に伴い、行財政の体制強化が要請されており、多くの自治体において、行政能力の向上を図るとともに、財政基盤の強化を図るため、歳出の徹底した見直しを行い、財源不足の縮小に努めるなど、様々な行財政改革を進めている。

このようなか、本市において、公職選挙法第34条及び第113条の規定により、2名の市議会議員補欠選挙が市長選挙に併せて執行されます。しかし、補欠選挙の場合は、前任者の残任期間しか在任できません。財政健全化を進める中、便乗選挙とはいえず、多額の費用を投入することになり、全国規模で見ると莫大なものと思慮されます。各地で議員定数削減が叫ばれる中、国民にとっても理解しがたいものであります。

よって、国におかれては、自治体行財政の健全運営を図る上から、下記事項を実施されるよう強く要望する。

記

公職選挙法第34条第2項中、「前6月以内」を「前1年以内」に改めること。

**終わりに
〜議会改革について〜**

今回の議員定数削減の問題提起は、議員自らにとっても、また市民の方々にとっても、再度議会制度のあり方を考える非常によい機会であったと思います。

地方分権が進むなか、議会の責任はより大きいものとなり、また、

市民の参画も一層求められています。

今回の削減数は、現議会制度上では最大限ではありませんが、住民請求との開きはなお否めないところではあります。

今後、議会のあり方や運営についても、制度の見直しを含めて改革を進めていくべきであり、議員定数等特別委員会は、6月議会終了後も解散せず、継続して議会改革に取り組んでまいります。

(文責)

議員定数等特別委員会

【お問い合わせ先】

議会事務局(内線301)

